解散公告

当社は、平成二十五年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月八日

大阪市中央区南船場二丁目一二―一六

株式会社プロパティ

代表清算人　正井　俊人

解散公告

当法人は、平成二十四年九月二十九日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月八日

兵庫県多可郡多可町中区奥中一九〇番地の一

特定非営利活動法人こころ

清算人　杉本　和子

解散公告

当社は、平成二十五年三月二十日付株主総会の決議により同日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月八日

兵庫県西宮市浜甲子園四丁目一番二四号ルネヒューマンズガーデンパラディオC棟一二二〇号

株式会社藤本本店

代表清算人　杉本　逸平

解散公告

当社は、平成二十五年二月二十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月八日

奈良県香芝市関屋四六三―一

アナベルホーム株式会社

代表清算人　井脇貴美代

解散公告

当社は、平成二十五年四月十二日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月八日

島根県出雲市大社町杵築南八〇二番地の三

有限会社尾添被服

代表清算人　尾添　勝

解散公告

当社は、平成二十五年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月八日

広島県福山市沼隈町大字常石一二八四番地の三

株式会社常石ハーバーホテル

代表清算人　神原　宏達

解散公告

当社は、平成二十三年四月七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月八日

福岡県田川郡添田町大字野田一八四一番地

有限会社西日本エスケイ企画

清算人　髙倉　弘光

解散公告

当社は、平成二十五年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月八日

鹿児島県鹿屋市串良町有里八五九一番地三四一

有限会社サツマ

代表清算人　岩崎　和也

解散公告（第一回）

当財団法人は、平成二十五年四月一日存続期間の満了により解散したので、当財団法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月八日

山形県上山市河崎一丁目一番一〇号　上山市教育委員会内

財団法人上山市育英会

代表清算人　齋藤　光

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月八日

神奈川県横浜市中区日本大通一番地

財団法人相模川ダム周辺地域振興協力基金

代表清算人　黒沼　春樹

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年三月三十日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月八日

福井県小浜市大手町六番三号

財団法人小浜市体育振興会

代表清算人　松崎　晃治

解散公告（第一回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年四月三十日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月八日

京都市右京区御室大内三三番地仁和寺内

財団法人仁和寺護持財団

清算人　瀬川　大秀

解散公告（第一回）

当法人は、寄附行為に定める存続期間の満了により平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月八日

島根県出雲市大社町鷺浦一二一番地

財団法人鷺浦八千代会

代表清算人　安部　勇

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日、存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月八日

岡山県勝田郡勝央町勝間田四七番地

財団法人岡山県立勝間田高等学校後援会

清算人　福田　敬

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年四月一日存続期間の満了により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月八日

北九州市八幡西区的場町福岡県立八幡南高等学校内

財団法人福岡県立八幡南高等学校奨学会

代表清算人　安増千鶴子

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年四月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年五月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月八日

北海道深川市八条二二番地二九

社団法人深川花園公園会

代表清算人　森井　和雄

解散公告（第二回）

当法人は、寄附行為で定めた存続期間の満了により平成二十五年四月一日解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年五月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月八日

北海道雨竜郡沼田町旭町一丁目一番三九号

財団法人沼田交通教育協会

代表清算人　山岸　博美